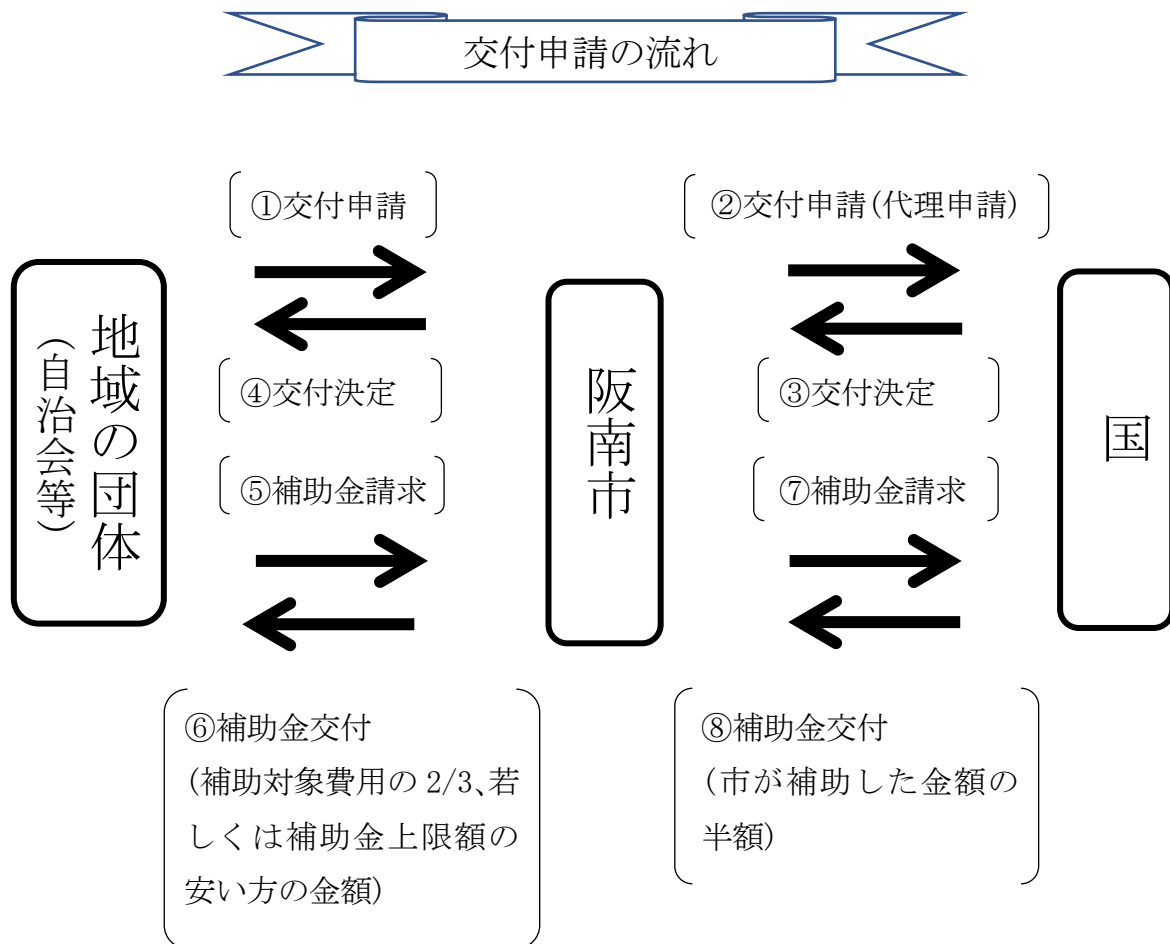


【第3回審議会で頂いたご意見について】（報告）

※以下の1～3は、あくまでも今後の方向性をお示しするものです。現時点で採用を決定したものではありませんので、ご了承ください。

1. 空き家の利活用を目的とした社会資本整備総合交付金の申請手続きについて（方向性）

☆道路との高低差により高齢者等に不便な施設があるとのことご意見に基づいて



- 1) 事業主体は地域の団体（自治会等）になります。
- 2) 補助対象費用は、空き家の改修工事費であり、用地費は対象になりません。
- 3) 補助金額は、補助対象費用の2/3（内、1/3 国、1/3 市）ですが、補助金の上限額を検討して設けることとなります。従いまして、補助金額を超える費用及び対象外の費用については、地域の団体（自治会等）で用意していただく必要があります。
- 4) 補助金の交付を受けた年度から10年以内に活用を取りやめた場合は、補助金の返還が生じます。
- 5) 地域で用意していただく書類について（河内長野市の事例より：参考資料－1）
 - (ア) 交付申請時
 - ・改修補助金交付申請書（様式第1号）

- ・改修事業計画書（様式第2号）
- ・工事等の施工図面
- ・工事等に要する費用の見積書
- ・建物登記簿及び土地登記簿の全部事項証明書
- ・権利者の同意書（敷地及び建物等の所有者）

(イ) 補助金請求時

- ・改修事業完了報告書（指定様式）
- ・建築物に係る賃貸借契約書、売買契約書等の写し
- ・工事費領収書の写し
- ・工事の着手前、完了後の写真
- ・補助金交付請求書（指定様式）

(ウ) 実績報告

- ・活動拠点事業実績報告書（指定様式）

※地域の団体で用意していただく書類については、河内長野市の事例を参考に抜粋して記載したものです。本市の状況に応じた制度設計、補助金交付要綱の策定が必要となります。

【社会資本整備総合交付金とは】

- ・活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援することを目的に、国土交通省所管の交付金として、平成22年度予算において創設された交付金制度です。

将来、空き家を地域の交流施設として利活用する方針を市として決定した際には、社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業等の適用を受けて実施していく方向で検討しています。

2. 管理運営主体について

地域の団体（自治会等）で不動産を所有していただく手法として、「認可地縁団体」、「団地管理組合法人」設立の2つの手法が考えられます。

開発事業等で新たに住宅開発された地域では、「団地管理組合法人」設立によることも考えられますが、自治会等の基盤で長年継続してきた既存地域では「認可地縁団体」が適していると考えられます。

比 較 表		
組織区分	認可地縁団体	団地管理組合法人
根拠法令	地方自治法	建物の区分所有等に関する法律
申請先等	市町村長へ認可申請	法務局へ設立登記
申請要件	地域居住者の過半数以上の会員名簿が必要。	地域居住者（建物所有者）の2/3以上の出席による設立総会の成立が必要。
その他要件	認可を申請することについての総会議決が必要。	一団地として申請区域が明確であること。
本市の適用団体	桑畑自治会、松風荘苑自治会 下出自治会、山中溪自治会	阪南スカイタウンB-1 地区団地管理組合法人 阪南スカイタウンB-5 地区団地管理組合法人

【認可地縁団体に関する事項】

① 各認可申請に必要な書類（各種様式：参考資料—2）

（ア）認可申請時

- ・認可申請書（様式第1号）
- ・自治会区域内居住者の過半数以上の会員名簿が必要となります。
- ・その他の添付書類については別添の「参考資料—2」をご参照ください。

（イ）認可後の手続き

- ・代表者が交代された場合など、認可申請書に記載されている内容に変更が生じた場合は、市役所へ届出が必要になります。（様式第9号）
- ・規約を変更する場合には、規約変更の認可申請が必要になります。（様式第11号）

② その他

- ・地域の団体で駐車場など収益事業を営んでいる場合は、法人税の納税義務が発生します。
- ・公益法人として法務局へ登記する必要はありません。

3. その他各種制度について（方向性）

☆ たたき台に掲げた各項目の説明

① 地域住民の交流のさらなる活性化に向けた支援について

- ・箱の浦自治会まちづくり協議会の取り組みなど市内の先進事例や、他市の先進事例を各地区へ情報提供を行います。
- ・共生の地域づくりの推進など、市と各団体の連携、協働を深めながら様々な角度から検討を行っています。

② 地域の実情に応じた減免運用の見直しについて（方向性）

「阪南市立住民センター条例」

（使用料の免除）

第7条 市長が必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

- ・受益者負担の適正化を推進するため、減免運用の見直しを検討します。
⇒ ただし、地域移譲後は、運用は全て地域に委ねられます。

③ 各種団体を含めた既存補助制度の再構築について（方向性）

〔既存の自治会活動補助金〕

「阪南市自治会連合会活動事業補助金交付要綱」に基づく、連合自治会を通じて各自治会へ支払われる活動補助金

- ・持続可能な地域づくりの推進には、一定の活動資金が必要です。
現在、本市では地域活動されている様々な団体に補助金を交付しており、より活用しやすい交付金のあり方を検討し、補助金の横断的・総合的な再構築に取り組みます。